

令和7年8月1日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：株式会社神鋼環境ソリューション
神戸市中央区脇浜町一丁目4番78号
2. 指名停止措置期間：2ヶ月 令和7年8月1日～令和7年9月30日
3. 指名停止措置の範囲：本社及び各事業所に係る案件

4. 事実概要

株式会社神鋼環境ソリューション(以下「SKS」という。)が、令和6年12月5日付で契約締結した「北海道PCB処理事業所(当初施設)コンデンサ解体設備の素子裁断装置、破砕機(大・小)の先行解体工事」において、令和7年4月22日に発生した払い出した解体物に基準値を超過するPCB含有油が混在していた事由により、解体物の受入先及び周囲に与えた影響から工事を継続できない状況となった。

このことに関して原因を調査した結果、特記仕様書に記載された解体物の切断方法をSKSから作業員に対し周知の不徹底があったこと、及びその作業確認について、SKS職員が管理者としての注意義務を怠っていた事実が判明した。

5. 指名停止措置理由

上記事実概要が「指名停止措置要領」の別表1第2号（過失による粗雑工事）に該当するため。

「指名停止措置要領」別表1第2号（過失による粗雑工事）

措置要件	期間
(過失による粗雑工事) 2 会社と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「会社発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 6ヵ月以内

以上